

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 0 0 号
令 和 3 年 7 月 2 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いの徹底について（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する書面の交付申請（以下「窓口申請」という。）又は法第5条及び第7条の規定による届出（以下「届出」という。）の取扱いについては、「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて（通達）」（令和2年12月25日付け警察庁丁規発第147号。以下「適正化通達」という。）により、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）を用いた、法第4条第1項ただし書に規定する申請（以下「オンライン申請」という。）の取扱いについては、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について（通達）」（令和2年3月23日付け警察庁丁規発第34号。以下「OSS通達」という。）により、それぞれ必要な対応を指示してきたところであるが、この度、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、OSSについて、「窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないよう徹底すること及び「手続面におけるローカルルールの廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む」ことが盛り込まれた。

同計画を踏まえ、改めて、適正化通達及びOSS通達の指示事項について第一線の職員に至るまで十分に理解を浸透させ、窓口申請、届出及びオンライン申請の適正な取扱いを徹底されたい。